

# 社会福祉法人ひまわり保育園 役員及び評議員等に対する報酬・旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり保育園の役員及び評議員等の報酬・旅費について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事を言う。評議員等とは評議員及び評議員選任・解任委員、第三者委員を言う。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。報酬等の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額を控除して支給することができる。

## (理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したとき、または評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

## (役員及び評議員、評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 役員の各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲内で、評議員会が定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、出席、勤務の報酬等として支給することができる。

2 理事長は理事会及び評議員会(出席)以外の日において、毎月来園し、法人及び施設の運営のための業務にあたるものとする。別表5により毎月の報酬を支払うものとする。

3 役員が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人のために業務に当たった場合、または評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人のために業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

## (苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情解決第三者委員が、理事長等の命を受けて法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費を支払うことができる。

## (旅費交通費)

第6条 役員及び評議員等が、理事長等の命を受けて法人業務の研修等に出るなど出張する場合は、研修報告を受理した上で、別表4により報酬及び旅費交通費を支給することができる。

## (兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会で議決され、評議員会で承認されなければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和5年6月21日に改定し適用する。

別表1

|            | 報酬     | 交通費 |
|------------|--------|-----|
| 役員(理事・監事)  | 5,000円 | 実費  |
| 評議員        | 5,000円 | 実費  |
| 評議員選任・解任委員 | 5,000円 | 実費  |

別表2

|            | 報酬     | 交通費 |
|------------|--------|-----|
| 役員(理事・監事)  | 5,000円 | 実費  |
| 評議員        | 5,000円 | 実費  |
| 評議員選任・解任委員 | 5,000円 | 実費  |

別表3

|            | 報酬     | 交通費 |
|------------|--------|-----|
| 苦情解決第三者委員会 | 5,000円 | 実費  |

別表4

|           | 報酬     | 旅費交通費 |
|-----------|--------|-------|
| 役員(理事・監事) | 5,000円 | 実費    |
| 評議員等      | 5,000円 | 実費    |

別表5

|     | 報酬(月額)  |
|-----|---------|
| 理事長 | 20,000円 |